

令和4年度建設コンサルタント業務等総合評価落札方式に関する説明会

令和4年4月18日 開催

質疑応答集

質問 ①

手持ち業務量について、評価の対象となる契約額や契約総額、手持ち件数等の要件は業務毎に決められるものなのか。予定価格等に応じて定型的に決められているものであればそれを事前に確認する方法はあるか。

回答 ①

業務毎に設定しています。該当業務の入札説明書等をご確認ください。

令和4年度建設コンサルタント業務等総合評価落札方式に関する説明会

令和4年4月18日 開催

質疑応答集

質問 ②

一括審査方式（制限付き取扱い）について、業務毎に設定される落札可能案件数はどこで確認できるか。

回答 ②

入札公告「4 入札の無効又は失格」、入札説明書の「8 入札の無効」及び「9 落札者の決定方法等」に記載しています。

（別紙の記載例参照）

○入札公告への記載例

「4 入札の無効又は失格」

4 入札の無効又は失格

第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効又は失格とします。

また、本件業務のうち○件の落札決定通知を受けた者が行った当該落札案件以外の本件業務の入札は無効とします。

○入札説明書への記載例

「8 入札の無効」

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 技術提案書が適正でない者の行った入札
- (3) 競争入札参加資格確認申請書等又は技術提案書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (4) 電子証明書を不正に使用した入札
- (5) 電子証明書を不正に使用した者の行った入札
- (6) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (7) 本県により競争入札参加資格のある旨を確認された者であっても、開札の日までの間において入札参加停止又は参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (8) 本件業務のうち○件の落札決定通知を受けた者が行った当該落札案件以降の本件業務の入札。ただし、本件業務のうち有効な応札者が不在となる案件が生じた場合、当該案件の入札についてはこの限りでない。

「9 落札者の決定方法等」

9 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内であり、かつ、技術提案書の内容が適正である者のうち、入札公告第7の3に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。くじを辞退することはできません。くじは、電子入札システムにより行います。
ただし、落札者の決定については、一時保留し、技術提案書等（事後）の確認及び競争入札参加資格の確認を行った上で落札者を決定します。落札者の決定後、入札参加者に対し、入札結果を電子入札システムにより通知します。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が、調査基準比較価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調査し、その結果によっては落札者とならない場合があります。
なお、当該業務で失格となった場合、入札参加申込している他の業務には影響しません。
- (3) 本件業務の入札において調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者は、奈良県県土マネジメント部低入札価格調査制度（建設コンサルタント業務等）に係る取扱要領に規定する書類を調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った全ての業務ごとに作成し、開札の日の翌日（その日が県の休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い県の休日でない日）の午前9時から正午までの間に次の提出先へ持参するとともに、契約審査会が行う聞き取り調査に応じなければなりません。

なお、書類が提出されない場合及び聞き取り調査に応じず、又は協力しない場合は、失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。

提出先：奈良市登大路町30番地

奈良県県土マネジメント部建設業・契約管理課入札契約係

- (4) 本件業務の入札において、落札可能案件数は○件を上限とします。

○2件以上の業務に入札参加し、○2件以上の業務で落札候補者となった場合、開札時刻が先の案件

令和4年度建設コンサルタント業務等総合評価落札方式に関する説明会

令和4年4月18日 開催

質疑応答集

質問 ③

一括審査方式（制限付き取扱い）について、落札可能案件数を満たさない時点で書面により落札辞退の申し立てを行う場合は、落札辞退理由は求められるのか。

回答 ③

入札説明書9の（4）又は（5）において、「先に開札した案件で落札決定通知を受けた者が、次案件以降にも入札に参加しており、業務実施体制が確保できないため落札可能案件数を満たさずに書面による申し立てを行った場合、その応札者は「失格」（以下「落札候補者の申し立てによる失格」といいます。）となります。この場合入札参加停止等の措置対象となりません。」と記載しておりますので、申し立てによる辞退理由につきましては、「業務実施体制が確保できないため」と記載願います。